

高岡市プレミアム付きデジタル商品券発行事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、高岡市プレミアム付きデジタル商品券発行事業の業務委託先選定のための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

高岡市プレミアム付きデジタル商品券発行事業業務

(2) 業務内容

別紙「高岡市プレミアム付きデジタル商品券発行事業業務委託仕様書」参照

(3) 発注課

産業振興部商業雇用課

(4) 履行期限

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

(5) 提案限度額

プレミアム原資分 : 100,000,000円（非課税）

事務経費及びその他経費 : 30,063,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

合計 : 130,063,000円

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

- (ア) 高岡市入札参加資格者名簿に登載された者であること。（参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行い、受理されること。）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (ウ) 高岡市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (エ) 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。
 - ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
 - ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生

法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ロ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

二) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であって、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

（2）履行にあたり必要な要件

（ア）過去の履行実績

本実施要領の公開日から起算して、過去 5 年以内に地方公共団体（市町村に限る。）において類似の業務を受託した実績があること。

（イ）共同企業体での参加

共同企業体での参加を認める。

3 日程

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

内容	期間等
実施要領の公表	令和 8 年 1 月 13 日（火）
質問書の受付期限	令和 8 年 1 月 19 日（月）午後 5 時
質問書の回答期限	令和 8 年 1 月 21 日（水）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 1 月 26 日（月）午後 5 時
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時
プレゼンテーション審査	令和 8 年 2 月上旬
選定結果の通知	令和 8 年 2 月中旬
契約締結	令和 8 年 2 月中旬

4 業務説明資料について

（1）交付期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）より

（2）交付場所及び方法

市ホームページよりダウンロードする。

5 参加表明書について

本プロポーザルに参加希望をする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年1月26日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

①プロポーザル参加表明書（様式1）

②会社概要（様式2）

③類似業務実績調書（様式3）

(3) 提出先

〒933-0029 富山県高岡市御旅屋町101番地（御旅屋セリオ5F）

TEL：0766-20-1289 FAX：0766-20-1496

Email：shogyo@city.takaoka.lg.jp

高岡市産業振興部商業雇用課 商業振興係 担当：上島

(4) 提出部数

電子データ 各1部

(5) 提出方法

電子データ（PDF形式）は、電子メールとする。

※電子メールの件名は「高岡市プレミアム付きデジタル商品券発行事業業務参加表明書等」とすること。

(6) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和8年1月27日（火）までに電子メールで通知する。

6 質問受付及び回答について

仕様書等に質疑のある場合は、指定した期間内に、「質問書（様式4）」を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年1月19日（月）午後5時まで

(2) 受付場所

参加表明書と同じ

(3) 受付方法

電子メールとする。

※電子メールの件名は「高岡市プレミアム付きデジタル商品券発行事業業務質問書」とすること。

(4) 回答方法

回答は令和8年1月21日（水）までに、質問者に対して、電子メールで行う。また、質問者の法人名を伏せたうえ、高岡市ホームページで公表する。

7 提案書について

(1) 受付期間

令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

(ア) 企画提案書

・企画提案書の様式は任意とするが、以下の条件を全て順守すること。

①用紙サイズはA4版とすること。(縦横は問わない。)

これにより難い場合はA3判の使用も認めるが、A4判に折り込むこと。

②表紙を作成すること。

※表紙には、「高岡市プレミアム付きデジタル商品券発行事業業務企画提案書」と記載すること。

(1) 見積書

・様式は任意とする。

(2) 提出先

参加表明書に同じ

(3) 提出部数

①企画提案書 6部

②見積書 1部 (押印のある原本)

(4) 提出方法

郵送、持参のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

(5) 留意事項

(ア) 印刷物については、審査員に配布するため、業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。ただし、6部のうち1部は事務局用とするため上記内容の記載のあるもので提出すること。

(イ) 電子データについては、業者名及び類推可能となる内容の記載がないものを1部と上記内容の記載のあるものを1部提出すること。

8 ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

令和8年2月上旬 (時間及び場所は別途通知する。)

(2) 実施方法

30分以内 (プレゼンテーション20分、質疑回答10分)

(3) 留意点

(ア) プrezentationの際は、自らの名称を明らかにしないこと。

(イ) 説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する者が行うこと。なお、他の同席者は2名までとすること。

(ウ) 企画提案書以外の追加提案、追加資料は受け付けない。

(エ) ディスプレイ・HDMIケーブルは本市が準備する。

9 選定方法及び結果の通知について

(1) 選定方法

(ア) 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価する。
評価基準・項目・配点は別添のとおりとする。

(イ) 最低点綴基準点

合計 130 点のうち 70 点

この点数に満たないものは失格とする。

(ウ) 点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、参考見積書の金額の低い方の提案者を受注候補者とする。

(2) 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに採否文書で通知する。なお、実施結果については、結果通知後に受託候補者以外の提案者名称を伏せたうえ高岡市ホームページで公表する。

10 契約の締結について

前述により選定された受注候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合には、評価点数の上位のものから順に、契約締結の交渉を行う。

11 失格事由について

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできない。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (4) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (5) 実施要領の内容を遵守しない場合
- (6) その他選考委員会が不適合と認める場合

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (4) 企画提案書の受領後に本市が必要であると判断した場合、補足資料を求めることがある。
- (5) 参加表明後、企画提案を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、高岡市情報公開条例（平成 17 年 11 月 1 日条例第 25 号）に基づく情報公開請求の対象となる。提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがある。

【問合先】

産業振興部商業雇用課商業振興係（担当者：上島）

TEL : 0766-20-1289 FAX : 0766-20-1496

e-mail : shogyo@city.takaoka.lg.jp